

山梨県公報

第四百七十八号

令和六年

六月十日

月 曜 日

目次

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五
条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部…三三一
を改正する告示

公 告

○公共測量の実施……………三三二

告 示

山梨県告示第四百四十八号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第
一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次の
ように定める。

令和六年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二
第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告
示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第
一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二
百十九号)の一部を次のように改正する。
本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、二六三円	一三、四四二円

二十歳以上二十五歳未満	五、八七二円	一三、四四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二円
三十歳以上三十五歳未満	六、七一二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二一、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三円	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二一、三一四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、四四二円

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の
規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日
以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の
期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業
補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

公 告

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県北杜市武川町新奥
- 三 測量の期間 令和六年五月二十一日から令和六年九月三十日まで